

生活福祉資金の現状と課題

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

地域福祉部 生活支援課 亀川義信

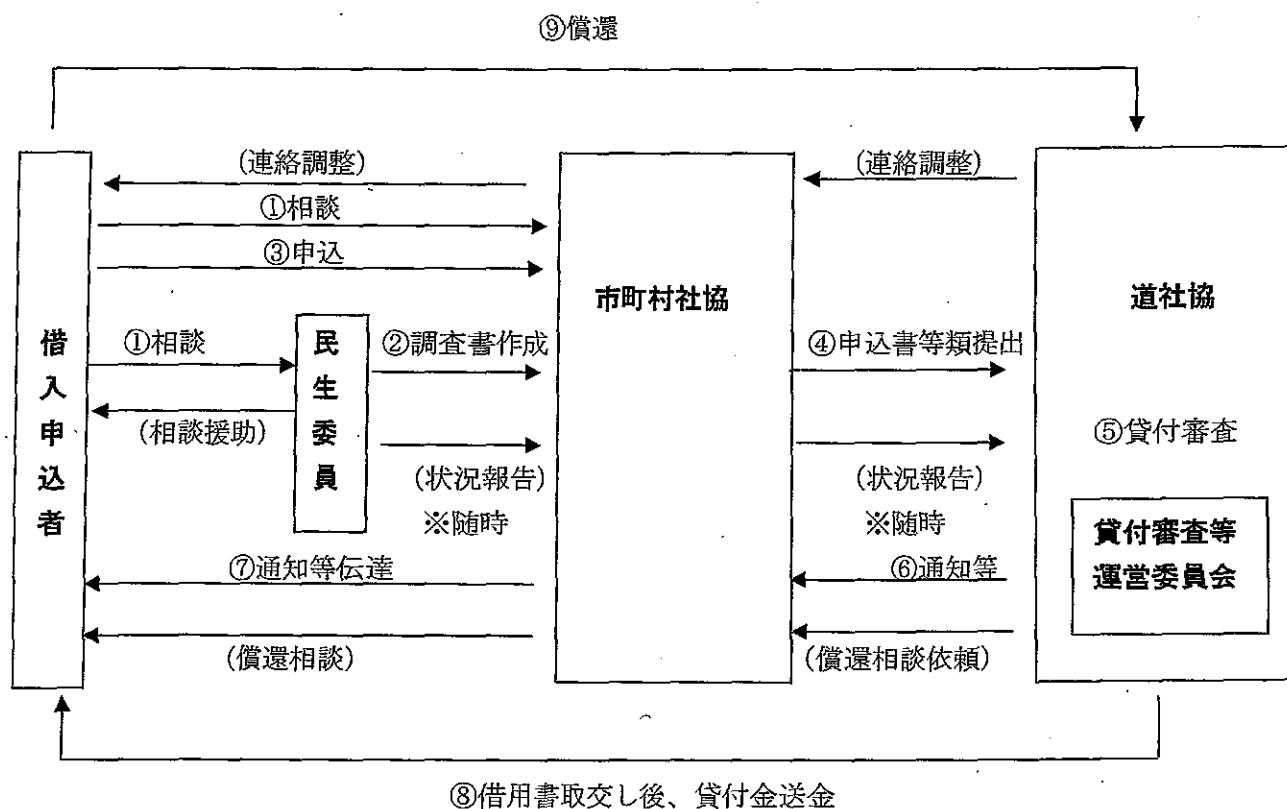
(1) 北海道における実施状況

北海道における生活福祉資金貸付事業は、北海道社協が実施主体となり、道内全市町村社協に事務の一部を委託し、民生委員による相談援助の連携協力を得て、全道的なネットワークのもと実施している。

①貸付状況

- 平成18年度の貸付決定状況（新規貸付）は、生活福祉資金735件／598,466千円、離職者支援資金81件／73,280千円。
- 平成18年度末の貸付申件数は、生活福祉資金12,777件／6,255,667千円、離職者支援資金722件／757,784千円、長期生活支援資金17件／212,479千円（貸付決定額）。

②業務推進体制



・北海道社協（実施主体）：

貸付相談、貸付申込受付、貸付審査・決定、送金管理、償還相談、債権管理

（貸付審査等運営委員会）：一部の貸付や、猶予・免除等について道社協会長に意見を述べる

・市町村社協：

貸付相談・申込み窓口、償還相談の一部を委託

・民生委員：

住民からの相談、申込に関する意見書の作成、利用者の生活状況確認への協力

③広報の方法

- ・資金のパンフレット（別添参照）を作成し、道社協及び市町村社協の窓口に設置。
- ・道社協ホームページに掲載。
- ・北海道庁の広報を利用し案内を行う。

（2）生活福祉資金申込世帯の状況や貸付ニーズ

①借受申込世帯の状況とニーズ

- 生活福祉資金の利用者は「低所得者世帯」「障害者世帯」「高齢者世帯」である。
- 生活困窮等により、臨時的な資金需要に対応できず、生活福祉資金の利用に至っている。
 - ・もともと収入が少なく慢性的な困窮状態にある。
 - 年金収入のみ（高齢者世帯、障害者世帯）。
 - 病気や障害等により仕事につけず稼動収入が少ない。
 - 日払い・月払いでの雇用、または小規模な自営業のため、収入が不安定。
 - ・世帯の生計を維持する基盤に不安定要素が多い。
 - 世帯内に病気や障害の者がおり、看病や介護に追われる。安定した仕事もできない。
 - 様々な事情で家族が離散するなどして、世帯の対応力が弱い。
 - 勤務先の倒産や会社都合による解雇により失業。
 - 現金収入や貯金はないが、不動産を保有している（但し、一般の不動産担保融資の対象とはなりにくい）。
 - ・他のサービスや制度の利用対象外のため、臨時の支出増に対応困難。
 - 年齢的条件等により金融機関からの借入ができない。
 - 生活保護受給世帯であっても保護費の支給対象外の需要が発生。

例えば具体的には以下のような借入相談に資金貸付で対応している

- ・低所得で生活維持が精一杯で修学旅行費用が捻出できない・・・
 - 福祉資金福祉費で旅費を貸付し、一時断念した修学旅行が実現。
- ・障害のある長女の就職が内定したが、収入が少なく通勤に必要な自動車が購入できない・・・
 - 障害者自動車購入費用で自動車購入資金を貸付し、順調に会社勤務ができるようになった。
- ・住宅が雨漏りするので修繕したいが、高齢のため他の金融機関から借入できない・・・
 - 住宅資金を貸付し、工事完了。快適な生活が戻った。
- ・急な医療費の支払が発生したため、来月の給料日までの生活が出来ない・・・
 - 緊急小口資金にて生活費を貸し付け。一時的な生活困窮が回避できた。
- ・生活保護世帯の長男が、専門学校に合格したが、保護費では専門学校の学費が対象外・・・
 - 修学資金で、卒業までの学費を貸し付け。念願の専門学校に入学・就学することができた。
- ・会社都合で解雇され、ハローワークで求職活動中だが妻のパート収入だけでは生活出来ない・・・
 - 離職者支援資金で、生活費を貸し付け。次の就職先を得ることができた。

②具体的事例

事例 1～8

(3) 課題

①利用者の自立を支援する制度趣旨の徹底

本制度は、住民の生活支援や世帯の自立のための制度であり、利用者の生活全体を捉えて相談に応じることが求められる。貸付相談はあくまで入口であるととらえ、その背景にある生活困難の解消と自立支援に目を向け、必要に応じて社協内外の社会資源を調整して生活全体を支援する制度運営を行っていく視点が必要であり、市町村（福祉事務所）、地域包括支援センター、医療機関等の関係者ともこうした制度趣旨を共有することが重要である。

②貸付ニーズへの対応と適切な債権管理の両立

低所得世帯等の資金需要に対して貸付を行うことで、「自立支援・生活意欲の助長・在宅福祉・社会参加の促進」などの制度理念・目的の達成につながる。

一方、貸付が自立につながらず、債務のみが残るというケースも現実にはある。経済的に不安定で信用力の低い利用者に対する貸付であるがゆえに償還困難な状況も生じる。それを踏まえた上で、貸付ニーズへの積極的な対応をどのように進めるかが課題である。

③利用者にとってわかりやすい制度であること

本制度は、様々な福祉ニーズの変化に対応するものとして制度が改善され、時代とともに資金の種類も多様化し増えてきた。この結果、資金の内容自体が複雑化し、利用者にとってわかりにくくなっているのが現状である。資金の種類等簡素化できるものは簡素化し、誰もがわかりやすい制度としていくことが必要である。

～参考～

貸付申請／決定状況

- ・平成18年度／平成19年度上半期 生活福祉資金貸付申請並びに貸付決定状況→【別表1】
- ・平成18年度／平成19年度上半期 離職者支援資金貸付申請並びに貸付決定状況→【別表2】
- ・平成19年度上半期 長期生活支援資金・要保護世帯向け長期生活支援資金貸付申請並びに貸付決定状況→【別表3】

事例 1 《生活福祉資金 福祉資金（福祉費）》
「生活福祉資金を活用した年金保険料の追納により年金受給につなげたケース」

世帯構成：借受人（60代・女性）のみの単身世帯

生活状況：高齢で病弱のため無職であり、収入は生活保護費のみ。

貸付までの経過：年金保険料の納付金額が5ヶ月分不足しており、年金受給権が取得できない状況。年金を受給しても生活保護を受けずに生活できるまでの収入にはらないが、せっかく納めてきた年金が受給できるよう、生活福祉資金を利用して年金保険料の不足分を追納することにした。

貸付内容：納付金不足分として7万円を貸付。

貸付後の状況：不足分納入により月額4万円の年金受給が開始。受給した年金収入を償還財源として貸付金は完済。

*生活保護の収入認定において、生活福祉資金の償還中は収入から償還金を控除して認定される。

事例 2 《生活福祉資金 福祉資金（障害者等福祉用具購入費）》
「障害者世帯の生活環境改善をサポートしたケース」

世帯構成：借受人（80代）と妻の高齢者世帯。

生活状況：借受人夫婦は民宿を経営。年金収入と合わせて年間120万円程度の収入で生活。

貸付までの経過：1階を民宿・2階を住宅としていたが、借受人の右下肢機能障害が悪化し、介助なしでは2階への昇降が困難となった。介助する妻の負担も大きいため、自力で階段昇降ができるよう椅子式階段昇降機を取付けることにし、生活福祉資金の申込みとなった。

貸付内容：椅子式階段昇降機の購入費用として75万円を貸付。
*その他に、介護保険を利用して手すり等の取付けも併用。

貸付後の状況：・階段昇降機の設置により2階への移動が容易になり、妻の身体的負担が軽減。昇降機と手すりの設置により、以前より生活しやすい環境になったと思われる。
・今後の関わりとしては、要介護の高齢者世帯であることから、夫妻の健康状態や障害の進行状況にも気配りをしつつ、民生委員や地元社協による見守り活動を行っていく予定。

事例 3 《生活福祉資金 福祉資金（福祉費／住宅）》
「稼動収入のない世帯の老朽住宅の改修に活用したケース」

世帯構成：借受人（70代）と妻、長男（40代）の3人世帯

生活状況：借受人夫婦は高齢により無職。長男も精神障害により稼動困難なため無職。
夫婦の老齢年金と長男の障害年金の他、生活保護費にて生活。

貸付までの経過：築30年となる自宅の老朽化が著しく、雨漏りがするため改修の必要があったが、生活保護の住宅維持費の対応枠を超えるため該当にならず、生活福祉資金を申請することにした。

貸付内容：屋根の張替工事費用として46万円を貸付。

貸付後の状況：貸付後、借受人から随時作業状況の報告があり、工事終了。年金収入を償還財源として、計画通り償還完済
＊生活保護の収入認定において、生活福祉資金の償還中は収入から償還金を控除して認定される。

事例 4 《生活福祉資金 修学資金》
「自己破産による生計困難、多子世帯をサポートしたケース」 ※平成16年以前の事例

世帯構成：両親が自己破産し、6人の子どもを残し行方不明となつたため、祖父母が養育している8人世帯。

生活状況：祖父母の年金収入では8人の生活はまかなえず、生活保護を受給。

貸付までの経過：精神的、経済的に厳しい状況下ではあったが、子どもたちの向上心、自立心は強く、高校さらに専修学校などへの進学を希望。未成年者への貸付にあたっては親権者の同意が必要だが不在のため、祖父を後見人とする手続をとったうえで、貸付を申請。

貸付内容：長女、長男、次女の高校修学費用を貸付。また、長女、長男は高校卒業後専修学校進学費用も貸付（再貸付）。

貸付後の状況：

- ・長女は福祉系専修学校を卒業し地元の福祉施設に就職。高校貸付分はすでに完済し、現在は専修学校分を償還しながら家計も援助。長男は専修学校、次女は高校に就学中。
- ・下に続く妹弟たちも修学資金の利用が予想される。償還期間を含め、本世帯への関わりは相当長期間となる。兄弟が協力して償還し、自立につながるよう、民生委員や地元社協による生活の見守りと支援を継続している。

事例 5 《生活福祉資金 療養・介護等資金（療養費）》
「病気療養による収入減に伴う生活苦への対応を図ったケース」

世帯構成：借受人（50代）と妻、子ども2人の4人世帯

生活状況：借受人の仕事の関係で、収入は日単位・月単位の出来高収入となるため、日々の生計はぎりぎりで不安定。

貸付までの経過：借受人に突然右半身麻痺の症状が現れ、診断の結果、脳梗塞・未破裂胸動脈瘤で3ヶ月間の入院生活を余儀なくされた。幸い症状は軽く、仕事復帰は可能であるが、療養中の収入は途絶えてしまう。傷病手当を申請したが、受給までは3ヶ月を要するため、当座の医療費・生活費の捻出が困難となり、生活福祉資金の申込みとなつた。

貸付内容：高額医療費融資制度の貸付対象外となる自己負担分と、傷病手当受給までの2ヶ月分の生活費を含めた58万円を貸付。

貸付後の状況：退院後、無事に職場復帰することができ、傷病手当も給付された。子どもの援助・協力もあり、順調に償還中。

事例 6 《生活福祉資金 療養・介護等資金（介護等費）》
「介護保険の一時的自己負担分を生活福祉資金で貸し付けて対応したケース」

世帯構成：借受人（60代）と妻の夫婦2人世帯

生活状況：借受人は腎臓機能障害のため無職。収入は老齢厚生年金のみ、妻も借受人の看病のため稼働できず、生活は苦しい状況。

貸付までの経過：借受人は腎臓機能障害が重く、ベッド上での安静期間が長期に渡り、四肢の痙攣性筋萎縮が著しい状態。介護者である妻の精神的・身体的な負担が大きいので、借受人の日常生活の自立と介護負担軽減のために介護保険の給付サービスを利用し、トイレの改修や浴室の手すりの取付け等をすることとなつた。介護保険による住宅改修は償還払いのため、当面必要となる支払費用の捻出に苦慮し、生活福祉資金の申込みとなつた。

貸付内容：改修費用16万6千円を貸付（介護保険の償還払い対象分）。

貸付後の状況：住宅改修後は妻の介護負担も軽減され、借受人も妻への負担感が大きかつた入浴をほぼ自力で行えるようになった。償還は介護保険給付の償還払いにより予定どおり完済。

事例 7 《生活福祉資金 災害援護資金》
「災害で損壊した業務設備の購入を支援したケース」

世帯構成：借受人（50代）、妻、子ども2人の4人世帯

生活状況：夫婦での商店（自営）による収入が280万円

貸付までの経過：温泉地にて自営で商店を営んでいたが、平成12年3月の有珠山の噴火により商売に必要な冷蔵庫などの電気系統の設備がすべて壊れて使用不可能となった。噴火がおさまり営業を再開するため、破損設備の購入費用として生活福祉資金を申請。

貸付内容：業務用冷凍・冷蔵庫の購入費用として140万円を貸付。

貸付後の状況：設備を購入し事業を再開。しかし、なかなかすぐには観光客が温泉街に戻らず、旅館等からの受注が減ったため、訪問販売の方式も取り入れ顧客拡大に努めた。幸い、子どもは2人とも自立し生計に協力し、償還も遅れを生じながらも完了した。

事例 8 《離職者支援資金》
「母子関係制度が適用外となった世帯をサポートしたケース」

世帯構成：借受人（30代・女性）、子ども2人（小学生、中学生）の3人世帯。

生活状況：借受人は失業中のため、知人宅に母子で身を寄せている。生活費は、借受人の父親からの援助に頼っている状態。

貸付までの経過：借受人は以前スナックを経営していたが、子どもが精神的なことから体調を崩し、その看病のために廃業した。子どもが回復してきたので求職活動を行っているが、なかなか就職できない。知人宅に同居していることを理由に、児童扶養手当も母子寡婦福祉資金も対象外と判断された。そのため、当面の生活費に困り、申請に至る。

貸付内容：月額20万円×3ヶ月分、計60万円を貸付。

貸付後の状況：ハローワークで求職活動を行ったり、知人に就労先の紹介依頼をするなど、努力しているが、当初の貸付期間内に就職先が決まらず貸付期間の延長申請となった。

【別表1】 平成18年度/19年度上半期 生活福祉資金申請並びに貸付決定状況

※平成18年度

区分 資金種別	申請状況		貸付決定状況		構成比	
	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数 (%)	金額 (%)
更生資金	23	23,143	23	23,143	3.8	3.9
福祉資金	50	24,674	49	24,340	6.7	4.1
住宅資金	3	4,869	3	4,869	0.4	0.8
修学資金	628	540,880	628	540,880	85.4	90.4
療養・介護資金	9	1,708	9	1,708	1.2	0.3
災害援護資金	2	2,840	2	2,840	0.3	0.5
緊急小口資金	16	686	16	686	2.2	0.1
合計	736	598,800	735	598,466	100.0	100.0

※平成19年度上半期

申請状況 (H19.9現在)		貸付決定状況 (H19.9現在)	
件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
10	5,880	9	3,490
19	17,200	18	15,200
3	4,475	2	2,975
167	116,349	166	115,989
3	1,803	3	1,803
0	0	0	0
19	1,120	19	1,120
221	146,827	217	140,577

【別表2】平成18年度/19年度上半期 離職者支援資金貸付申請並びに貸付決定状況

①平成18年度申請並びに貸付決定・増額決定状況

	申請状況		貸付決定状況	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
新規貸付決定状況	81	73,280	81	73,280
増額申請貸付決定状況	17	14,020	17	14,020
計	81	87,300	81	87,300

	前年度貸付決定状況		比較増▲減	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	93	88,256	▲ 12	▲ 14,976
	5	3,350	12	10,670
	93	91,606	▲ 12	▲ 4,306

平成19年度上半期申請並びに貸付決定・増額決定状況

申請状況 (H19.9現在)		貸付決定状況 (H19.9現在)	
件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
38	34,210	38	33,130
2	1,200	2	1,200
38	35,410	38	34,330

②平成17年度貸付決定者増額申請並びに決定状況

	申請状況		貸付決定状況	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
17年度貸付決定分	9	7,100	9	7,100

	前年度貸付決定状況		比較増▲減	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	9	6,900	0	200

平成18年度貸付決定者増額申請並びに決定状況

申請状況		貸付決定状況	
件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
8	6,900	8	6,900

※増額件数は述べ件数。

※合計欄には、増額件数は再掲せず。

【別表3】平成19年度上半期 長期生活支援資金・要保護世帯向け長期生活支援資金貸付申請並びに貸付決定状況

長期生活支援資金貸付決定状況 (H19.4~9 現在)

資金名	借入 申込	貸付決定		調整中 審査中	貸付決定累計 (H15~)	
		件数	件数		件数	金額 (千円)
長期生活支援資金		4	2	14, 168	2	18 213, 614
合 計		4	2	14, 168	2	18 213, 614

要保護世帯向け長期生活支援資金 (H19.4~9 現在)

資金名	借入 申込	貸付決定		調整中 審査中	貸付決定累計 (H19~)	
		件数	件数		件数	金額 (千円)
要保護世帯向け 長期生活支援資金		14	3	17, 556	11	3 17, 556
合 計		14	3	17, 556	11	3 17, 556